

地域計画(案)

策定年月日	令和7年3月6日
更新年月日	
目標年度	令和15年度
市町村名 (市町村コード)	西海市 42212
地域名 (地域内農業集落名)	瀬戸小地区 (羽出川、小干、向島、下山、白西平、東浜、西浜、檜浦、板浦、福島)

注:「地域名」欄には、協議の場が設けられた区域を記載し、農林業センサスの農業集落名を記載してください。

1 地域における農業の将来の在り方

(1) 地域計画の区域の状況

区域内の農用地等面積(農業上の利用が行われる農用地等の区域)	42.3 ha
① 農業振興地域のうち農用地区域内の農地面積	39.9 ha
② 田の面積	14.6 ha
③ 畑の面積(果樹、茶等を含む)	27.8 ha
④ 区域内において、規模縮小などの意向のある農地面積の合計	6 ha
⑤ 区域内において、今後農業を担う者が引き受ける意向のある農地面積の合計	11.0 ha
(参考) 区域内における70才以上の農業者の農地面積の合計	11.4 ha
うち後継者不在の農業者の農地面積の合計	5.1 ha
(備考)	

(2) 地域農業の現状及び課題

旧大瀬戸町の中心地であり、市街化エリアが多くを占めている。また、昭和30～40年代にみかんを中心とした大規模な樹園地が造成されたが、価格下落等に伴い栽培戸数が減少し、荒廃化したまま30年近く経過している。農地は山間部などに小規模な農地が多く点在しており、条件不利地が多いため、現在では約74%が荒廃化している。基盤整備された水田地帯はあるが、担い手の高齢化と後継者不足によって荒廃化が進んでいるため、対策が喫緊の課題である。

(3) 地域における農業の将来の在り方(作物の生産や栽培方法については、必須記載事項)

基盤整備された水田地区を中心に、ヘリやドローンなどを使った集団組織による営農をすすめ、市公社が行っている農作業支援事業による田植～収穫までを委託するなど、高齢化などによる労力不足を補い、維持する取り組みを展開する。
集団産地として造成され、その後荒廃化した樹園地については継続して活用方法を検討していく。

2 農業の将来の在り方に向けた農用地の効率的かつ総合的な利用に関する目標

(1) 農用地の効率的かつ総合的な利用に関する方針			
農業振興地域内の農用地区域の農地及びその周辺の担い手が耕作を継続する意思がある農地を農業上の利用が行われる区域とする。			
(2) 担い手(効率的かつ安定的な経営を営む者)に対する農用地の集積に関する目標			
現状の集積率	80.5	%	将来の目標とする集積率
			72.5 %
(3) 農用地の集団化(集約化)に関する目標			
団地数の半減及び団地面積の拡大を進める。			

3 農業者及び区域内の関係者が2の目標を達成するためとるべき必要な措置

(1)農用地の集積、集団化の取組
団地性のある農地が少ないことから、現在耕作されている農地周辺での一体的な農業経営が目指せるよう、集約化への情報共有等を行う。
(2)農地中間管理機構の活用方法
将来の経営農地の集約化を目指し、農地所有者は出し手・受け手にかかわらず、原則として農地を農地中間管理機構に貸し付けていく。担い手が病気や怪我等の事情で営農の継続が困難になった場合には、農地バンクの機能を活用し、農地の一時保全管理や新たな受け手への付け替えを進めることができるよう、機構を通じて貸付けを進めていく。
(3)基盤整備事業への取組
担い手が少ない地域でもあり、基盤整備事業を活用した大規模な区画整備は難しいため、必要に応じた小規模の整備事業などを活用し、作業効率の高い農業経営への支援を行う。
(4)多様な経営体の確保・育成の取組
関係機関と連携し、栽培技術の指導や経営相談を通して新規就農者だけでなく地域内外から多様な経営体の育成が可能となる取り組みを推進する。
(5)農業協同組合等の農業支援サービス事業者等への農作業委託の取組
JA等関係機関と協議しながら、農作業繁忙期に労働力不足に陥らないためにも、農作業委託や人材育成など、持続可能な農業を実現するために随時、地域の担い手と情報共有しながら必要な対策について話し合う。

以下任意記載事項(地域の実情に応じて、必要な事項を選択し、取組内容を記載してください)									
☒ ①鳥獣被害防止対策	☐ ②有機・減農薬・減肥料	☐ ③スマート農業	☐ ④畑地化・輸出等	☐ ⑤果樹等					
☐ ⑥燃料・資源作物等	☐ ⑦保全・管理等	☐ ⑧農業用施設	☐ ⑨耕畜連携等	☒ ⑩その他					
【選択した上記の取組内容】									
①荒廃農地の増加に伴い、農地の保全管理が十分でない場所から鳥獣害が広がる恐れがあることから、農地として適切に管理している地域においては市や県の補助事業等も活用し、被害防止策を講じるよう努める。									
⑩地域内の農業を担う者等、各種変更が生じた場合には、地域計画の見直しを農業委員、農地利用最適化推進委員等の地域代表者への確認や書面、ホームページなど簡易な方法による協議を行う。									

4 地域内の農業を担う者一覧(目標地図に位置付ける者)

属性	農業を担う者 (氏名・名称)	現状			8年後 (目標年度:令和 15 年度)				
		経営作目等	経営面積	作業受託面積	経営作目等	経営面積	作業受託面積	目標地図上の表示	備考
計	38経営体		31.3 ha	0 ha		42.3 ha	0 ha		

5 農業支援サービス事業者一覧(任意記載事項)

番号	事業体名 (氏名・名称)	作業内容	対象品目

6 目標地図(別添のとおり)

7 基盤法第22条の3(地域計画に係る提案の特例)を活用する場合には、以下を記載してください。

農用地所有者等数(人)		うち計画同意者数(人・%)	
-------------	--	---------------	--

注1:「農用地所有者等」欄には、区域内の農用地等の所有者、賃借人等の使用収益権者の数を記載してください。

注2:「うち計画同意者数」欄には、同意者数を記載してください。

注3:提案する地区の対象となる範囲を目標地図に明記してください。